

揮発油税及び地方揮発油税納税申告書 揮発油税及び地方揮発油税課税標準数量及び税額計算書 の記載要領等

- 1 この用紙は、揮発油税及び地方揮発油税の納税申告書（期限内申告書、期限後申告書、修正申告書、還付請求申告書）として使用してください。
- 2 「㍷」や「同上」は記載しないでください。
また、「税務署整理欄」は、記載しないでください。
- 3 「移出年月」欄には、申告しようとする揮発油を移出した年月を記載します。
なお、揮発油税法第10条第2項《移出に係る揮発油についての課税標準及び税額の申告》の規定により揮発油税及び地方揮発油税の還付請求申告書を提出する場合には、還付請求申告書を提出する日の属する月の前月を記載します。
- 4 揮発油税及び地方揮発油税納税申告書は、次により記載してください。
 - (1) 「申告者」欄は、次のとおり記載します。
 - イ 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号を記載し、また、法人等の場合には、法人番号を記載します。
 - ロ 「住所」欄には、住所（申告者が法人等の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）を記載します。
 - ハ 「氏名又は名称」欄には、申告者が個人の場合は氏名を記載し、また、法人等の場合には名称を記載します。
 - ニ 「代表者氏名」欄には、法人等の代表者の氏名を記載します。
 - ホ 「事務代理人」欄には、代理人の名で申告書を提出する場合（あらかじめ「申告・申請等事務代理人届出書」を提出している場合に限り）における代理人の役職名（又は職業）及び氏名を記載します。
 - (2) 「製造場」欄の「所在地」欄及び「名称」欄には、この申告書を提出する揮発油の製造場の所在地及び名称を記載します。
 - (3) 「G02」欄から「G11」欄は、5に記載した書き方により「揮発油税及び地方揮発油税課税標準数量及び税額計算書（バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例適用者用）」（以下「税額計算書」といいます。）に記載した後に、次によって記載します。
 - イ 「G02」欄には、税額計算書の「G76」欄に記載した税額を、そのまま記載します。
 - ロ 「G03」欄には、製造場に戻し入れた揮発油について納付し、又は納付すべき揮発油税及び地方揮発油税相当額の控除又は還付を受けようとする場合に、その控除又は還付を受けようとする揮発油税及び地方揮発油税相当額（「揮発油税戻入れ（移入）控除（還付）税額計算書（バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例適用者用）」の「G39」欄に記載した税額）を記載します。
 - ハ 「G04」欄には、製造場に移入した後再移出した揮発油について納付し、又は納付すべき揮発油税及び地方揮発油税相当額の控除又は還付を受けようとする場合に、その控除又は還付を受けようとする揮発油税及び地方揮発油税相当額（「揮発油税戻入れ（移入）控除（還付）税額計算書（バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例適用者用）」の「G78」欄に記載した税額）を記載します。
 - ニ 「G05」欄には、次の(イ)及び(ロ)の合計額を記載します。なお、「G05」欄を記載した場合は、「災害被災によるもの」と「保税作業期間経過による課税分」のそれぞれの金額を「参考事項」欄に記載します。
 - (イ) 災害により被災した揮発油に課された揮発油税及び地方揮発油税相当額の控除又は還付を受けようとする場合の、その控除又は還付を受けようとする揮発油税及び地方揮発油税相当額（揮発油税災害控除（還付）明細書の「控除（還付）税額」欄に記載した金額の合計額）
 - (ロ) 移出揮発油の原材料揮発油について保税工場外保税作業の期間経過により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税及び地方揮発油税相当額の控除を受けようとする場合の、その控除を受けようとする揮発油税及び地方揮発油税相当額（揮発油税保税期間経過課税分控除明細書の「控除する税額」欄に記載した金額の合計額）
 - ホ 「G06」欄には、控除対象揮発油の揮発油税超過額計算書の「揮発油税超過額計」を転記します。
 - ヘ 「G08」欄には、「G07」欄に記載した金額が「G02」欄に記載した金額よりも大きい場合に、「G07

欄に記載した金額から「G02」欄に記載した金額を差し引いた後の金額を記載します。

ト 「G09」欄には、「G02」欄に記載した金額が「G07」欄に記載した金額よりも大きい場合に、「G02」欄に記載した金額から「G07」欄に記載した金額を差し引いた後の金額（100円未満の端数切捨て）を記載します。

チ 修正申告書を提出する場合には、「G10」欄に修正申告を行う直前に確定している納税申告書の「納付すべき税額」若しくは「還付を受ける金額」（還付を受ける金額の場合には、「－」印を付してください。）又は更正通知書若しくは決定通知書に記載されている「調査額」を記載してください。なお、令和4年12月31日以前の課税期間に係る修正申告書を提出する場合は修正申告の直前に確定している納税申告書、更正通知書又は決定通知書の写しを添付してください。

リ 「G11」欄には、修正申告書を提出する場合に、G09－G08－G10の算式により計算した金額を記載します。この場合において、その計算した金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額を記載し、また、その計算後の金額の全額が100円未満のときは「0」と記載します。

(4) 「期限後申告・修正申告をする理由・事情」欄には、期限後申告書を提出する場合には、法律で定める申告期限内に申告書を提出できなかった事情及び理由を記載し、また、修正申告書を提出する場合には、修正申告書を提出することとなった理由及び事情を記載します。

(5) 「還付を受けようとする金融機関」欄は、期限内申告書又は還付請求申告書を提出する場合で「G08」欄に還付を受ける金額を記載したときに、その還付を受けようとする金融機関について記載します。

(6) 「添付書類」欄には、納税申告書に添付して提出する書類の数量を記載します。

(7) 特定用途免税で移入した揮発油を免税用途以外の用途に消費し、又は譲渡したことにより納税申告書を提出する場合には、「参考事項」欄にその旨及び用途変更又は譲渡の日を記載します。

5 揮発油税及び地方揮発油税課税標準数量及び税額計算書(バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例適用者用)は、次により記載してください。

なお、数量については、「G73」欄を除き、各欄ともリットル未満の端数は切り捨てて記載してください。

(1) 「①製造場内の消費」欄には、揮発油税法第5条第1項《移出又は引取等とみなす場合》の規定によって、製造場から移出したとみなされた揮発油について記載します。

(2) 「②航空機燃料用免税揮発油及び特定用途免税揮発油の譲渡等」欄には、次の揮発油について記載します。

イ 揮発油税法第16条の3第7項《移出に係る航空機燃料用揮発油の免税》（同法第16条の4第4項《引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税》により準用される場合を含みます。）の規定により移出したとみなされた揮発油

ロ 租税特別措置法第89条の3第5項《移出に係る揮発油の特定用途免税》又は同法第90条第5項《移出に係るみなし揮発油の特定用途免税》（同法第89条の4第3項《引取りに係る揮発油の特定用途免税》又は同法第90条の2第3項《引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税》により準用される場合を含みます。）の規定により移出したとみなされた揮発油

(3) 「③その他」欄には、製造場から移出した、又は移出したとみなされた揮発油で、(1)及び(2)以外のものについて記載します。

(4) 「G01」から「G04」欄には、その月中に移出した、又は移出したとみなされた揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税が課されるものと揮発油税及び地方揮発油税の免除を受けようとするもの（「G05」から「G60」までの各欄に記載するもの）との合計数量を記載します。

(5) 「G05」から「G15」までの各欄には、「G01」から「G04」欄に記載した数量のうち揮発油税及び地方揮発油税の免除を受けようとするものについて、「移出区分」欄及び「計」欄にそれぞれ記載します。

(6) 「G16」から「G35」までの各欄には、「G01」から「G04」欄に記載した数量のうち、石油化学用免税を受けようとするものを、次の区分に区分し、該当するコードを「区分」欄に、免税数量を「移出区分」欄及び「計」欄にそれぞれ記載します。なお、1つの工程において2以上の区分に該当する等の理由によりそれぞれの区分ごとに把握できない場合は、主なものに含めて区分し、記載します。

イ アセチレン等製造用（コード 01）（根拠法令：租特令第47条第1号）

ロ ブタジエン製造用（コード 02）（根拠法令：租特令第47条第2号）

ハ ポリエチレン等、ポリビニルエーテル及びポリアクリル酸等製造用（コード 03）（根拠法令：租特令第47条第3号、第4号及び第5号）

ニ 合成ゴム製造用（コード 04）（根拠法令：租特令第47条第6号）

ホ 結晶性ポリスチレン及び発泡性ポリエチレン等製造用（コード 05）（根拠法令：租特令第47条第7号及び第8号）

ヘ 水素製造用（コード 06）（根拠法令：租特令第47条第9号）

ト アンモニア等製造用（コード 07）（根拠法令：租特令第47条第10号）

チ ガス製造用（コード 08）（根拠法令：租特令第47条第11号）

(7) 「G36」から「G60」までの各欄には、「G01」から「G04」欄に記載した数量のうち、特定用途免税を受けようとするものを、次の区分に区分し、該当するコードを「区分」欄に、免税数量を「移出区分」欄及び「計」欄にそれぞれ記載します。

- イ ゴムの溶剤用（コード 02）（根拠法令：租特法第89条の3第1項）
- ロ 電気絶縁塗料の製造用（コード 03）（根拠法令：租特令第47条の7第1項第1号）
- ハ 接着剤の製造用（コード 05）（根拠法令：租特令第47条の7第1項第2号）
- ニ 塗料の製造用（コード 07）（根拠法令：租特令第48条第1項第1号）
- ホ ゴムの溶剤用（コード 08）（根拠法令：租特令第48条第1項第2号）
- ヘ 印刷用インキの製造用（コード 09）（根拠法令：租特令第48条第1項第3号）
- ト 接着剤の製造用（コード 10）（根拠法令：租特令第48条第1項第4号）
- チ 洗浄用又はプラスチックその他の離型用（コード 11）（根拠法令：租特規第39条の2第1項）

(8) 「G16」欄から「G35」欄又は「G36」欄から「G60」欄に免税を受けようとする揮発油が書ききれなかった場合には、税額計算書（次葉）を使用して記載してください。

(9) 「G61」から「G76」までのうち、「G69」、「G71」及び「G72」欄を除く各欄には、各欄に記載の算式により計算した数量を記載します。

(10) 「G69」欄には、「G65」及び「G67」欄のうち租税特別措置法第88条の7第1項《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》の適用を受ける場合に、同項に規定するバイオエタノール等揮発油に混和された次のイからハの合計数量を記載します。

- イ バイオエタノール（租特法第88条の7第1項第1号）に含まれるエタノールに相当する数量
 - ロ カーボンリサイクルエタノール（租特法第88条の7第1項第2号）に含まれるエタノールに相当する数量
 - ハ エチルターシャリーブチルエーテル（租特法第88条の7第1項第3号）の原料となったエタノールの数量に相当する数量
- なお、「G69」及び「G73」欄の計算した数量に1リットル未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数量を記載します。

(11) 「G71」欄には、「G69」欄のうち製造場内の消費に係る数量を（1リットル未満の端数は切り上げる。）を記載し、「G72」欄には、G69-G71の算式により計算した数量を記載します。

(12) 修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を(1)から(11)までの要領によって記載します。

6 次に掲げる場合には、1から5までによるほか次によってください。

(1) 相続人（包括受遺者を含みます。以下同じ。）が被相続人（包括遺贈者を含みます。以下同じ。）の納税申告書を提出する場合

イ 揮発油税及び地方揮発油税納税申告書の「申告者」欄は、次のとおり記載します。

(イ) 「住所」欄は、相続人の住所を記載します。

(ロ) 「氏名又は名称」欄には、相続開始時の被相続人の住所及び氏名をかつこ書きし、かつ、「相続人」と表示の上、相続人の氏名を記載します。

ロ 相続人が2人以上いるときは、そのうちの1人がイよりその者の住所及び氏名を記載し、かつ、その氏名の次に「ほか何名」と他の相続人の数を記載してその住所等を記載するほか、適宜の用紙に、全部の相続人の住所、氏名、被相続人との続柄、各相続人の相続分、相続（包括遺贈を含みます。）によって得た財産の額及び揮発油税及び地方揮発油税納税申告書の「G09」又は「G11」欄に記載した納付すべき税額を相続分によってあん分した金額を記載して（相続人が限定承認した場合には、その旨を記載します。）、申告書に添付します。

(2) 合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは人格のない社団等の財産上の権利義務を承継した法人等（以下「合併法人」といいます。）が合併により消滅した法人等（以下「被合併法人」といいます。）の納税申告書を提出する場合

揮発油税及び地方揮発油税納税申告書の「申告者」欄は、次のとおり記載します。

イ 「住所」欄は、合併法人の本店又は、主たる事務所の所在地を記載します。

ロ 「氏名又は名称」欄には、合併時又は承継時の被合併法人の本店又は主たる事務所の所在地及び名称をかつこ書きし、「合併後存続法人」等と表示の上、合併法人の名称を記載します。

ハ 「代表者氏名」欄には、合併法人の代表者の氏名を記載します。

7 次の書類をそれぞれ添付してください。ただし、期限後申告書を提出する場合には、揮発油税及び地方揮発油税相当額の控除若しくは還付又は揮発油税及び地方揮発油税の免除を受けることができませんので、これらの書類の添付を必要としません。また、修正申告書を提出する場合で、(2)、(3)、(5)又は(7)から(8)までの明細書等の内容を修正するときは、その修正後の内容を記載したこれらの明細書を添付してください。

なお、(1)、(3)及び(5)の移入明細書の添付については以下の方法によっても差し支えありません。

- ・ 移出者が移出通知書、移入届出書、移入証明書及び移入明細書を移入者に交付し、移入証明書及び移

入明細書（移入者が「移入」欄に記載したもの）を移入者から交付を受け、当該移入明細書を添付する方法。

- ・ 移入者から交付を受けた移入証明書（電磁的記録の場合には紙で出力したもの）を移入明細書として添付する方法。
- ・ 移入者から交付を受けた移入証明書に基づき、揮発油税未納税移出揮発油移入明細書（連記式）、揮発油税航空機燃料用免税揮発油移入明細書（連記式）又は揮発油税特定用途免税揮発油移入明細書（連記式）に、移入事績を記載し、当該移入明細書を添付する方法。

- (1) 未納税で移出した揮発油について揮発油税及び地方揮発油税の免除を受けようとする場合
揮発油税未納税揮発油移入明細書
- (2) 移出した灯油に該当する揮発油について揮発油税及び地方揮発油税の免除を受けようとする場合
揮発油税灯油免税明細書
- (3) 航空機の燃料用に供するため移出した揮発油について揮発油税及び地方揮発油税の免除を受けようとする場合
揮発油税航空機燃料用免税揮発油移入明細書（製造場内で消費した揮発油である場合には、当該移入明細書に準じて作成した消費の明細書）
（注） 揮発油税航空機燃料用免税揮発油移入明細書の添付省略特例の適用がある場合には、揮発油税航空機燃料用免税揮発油移出明細書を添付してください。
- (4) 石油化学製品の製造用に供した揮発油について揮発油税及び地方揮発油税の免除を受けようとする場合
揮発油税石油化学用免税明細書
- (5) 特定用途に供するため移出した揮発油について揮発油税及び地方揮発油税の免除を受けようとする場合
揮発油税特定用途免税揮発油移入明細書（製造場内で消費した揮発油である場合には、当該移入明細書に準じて作成した消費の明細書）
（注） 揮発油税特定用途免税揮発油移入明細書の添付省略特例の適用がある場合には、揮発油税特定用途免税揮発油移出明細書を添付してください。
- (6) 未納税移出又は免税移出した物品が移入場所に搬入される前に災害その他やむを得ない事情により亡失した場合に、揮発油税及び地方揮発油税の免除を受けようとする場合
未納税・免税物品等亡失証明書
- (7) 戻し入れた揮発油について揮発油税及び地方揮発油税相当額の控除又は還付を受けようとする場合
揮発油税戻入れ控除（還付）税額計算書（バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例適用者用）
- (8) 移入後再移出した揮発油について揮発油税及び地方揮発油税相当額の控除又は還付を受けようとする場合
揮発油税移入控除（還付）税額計算書（バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例適用者用）
- (9) 災害により被災した揮発油について揮発油税及び地方揮発油税の控除又は還付を受けようとする場合
揮発油税災害控除（還付）明細書及び揮発油税課税物件被災確認書並びに被災揮発油について損失補償を受けた事実を証する書類
- (10) 移出揮発油の原材料揮発油について保税工場外保税作業の期間経過により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税及び地方揮発油税相当額の控除を受けようとする場合
揮発油税保税作業期間経過課税分控除明細書及び揮発油税課税済証明書

【注意事項】

- 根拠法令の略称は、次のとおりです。
租特法 …… 租税特別措置法
租特令 …… 租税特別措置法施行令
租特規 …… 租税特別措置法施行規則
- 申告書は、製造場の所在地の所轄税務署長に提出します。